

町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 1 0 月 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和33年4月町田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「640,000円」を「670,000円」に、「580,000円」を「600,000円」に、「550,000円」を「560,000円」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 期末手当の額は、市長等の例による。

附則に次の1項を加える。

（平成25年12月から平成28年3月までに支給する期末手当に関する特例措置）

3 平成25年12月から平成28年3月までに支給する期末手当の額については、第6条第2項の規定により市長等の例によることとした町田市長等の給与に関する条例（昭和33年4月町田市条例第21号）第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の30」とあるのは「100分の35」と、「100分の175」とあるのは「100分の185」と、「100分の190」とあるのは「100分の200」とする。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(議員報酬)</p> <p>第2条 市議会議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>670,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>600,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>560,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、<u>市長等の例による。</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(特例措置)</p> <p>2 略</p> <p><u>(平成25年12月から平成28年3月までに支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>3 <u>平成25年12月から平成28年3月までに支給する期末手当の額については、第6条第2項の規定により市長等の例によることとした町田市長等の給与に関する条例(昭和33年4月町田市条例第21号)第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の30」とあるのは「100分の35」</u></p> | <p>(議員報酬)</p> <p>第2条 市議会議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>640,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>580,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>550,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、<u>それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の250を乗じて得た額に、町田市職員の期末手当支給に関する条例(昭和33年7月町田市条例第34号)の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(特例措置)</p> <p>2 略</p> |

町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <u>と、「100分の175」とあるのは「100分の185」と、「100分の190」とあるのは「100分の200」とする。</u> | |